

災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定 実施マニュアル

(表面) 名刺大で作成

(裏面)

携帯判定士証

令和元年度		担当判定士証 第1班		名簿番号	139
酒田市との協定に基づく被災建築物応急危険度判定業務					
氏名	酒田太郎	県判定士認定番号	419010	QRコード	
同班判定士名	阿部 A	伊藤 B	後藤 C		
第1	琢成コミセン	TEL 26-7715 衛星 8707-7671-1365	齋藤 阿部	文部省 指定職員 [持参品]	本証・軍手 ヘルメット 筆記用具 (カメラ)
第2	松陵コミセン	TEL 33-9100 衛星 8707-7671-1907	齋藤 小石		
第3	西荒瀬コミセン	TEL 34-3001 衛星 8707-7671-1990	関口 佐藤		
第4	-	TEL 衛星			
業務担当課 (建築課)	TEL26-5749 FAX26-6482 kenchiku@city.sakata.lg.jp	災害対策本部 (危機管理課)	TEL26-5701 FAX22-5464 kikikanri@city.sakata.lg.jp	報告先 災害対策本部(衛星電話番号) 8707-7671-1328/3331/3278	

(1日目) 震度5強以上(自動参集)、震度5弱は要請があった場合
1 (判断) 上記の場合による(日没の場合は翌朝8時より行う)
2 (集合) 周辺の被害状況を確認しながら、第1指定のコミセンへ
3 (開始) 支部指定職員に実施の説明・周辺被害状況を記入
4 (判定) 判定を行い判定調査表に記入(立ち入り不可の場合は不要)
5 (結果) 調査表・周辺被害を建築課へ報告/結果・ポスターを玄関に掲示
6 (移動) 第2・第3指定箇所がある場合は移動/別途本部より指示がない場合は終了 <small>支部指定職員より、近隣(徒歩距離)の避難所(学校)の助言(判定しない)を求められた場合は、可能な範囲で対応する。</small>
(2日目) 支部要請による/9時集合 市役所(5階建築)又は別途指定場所
応急危険度判定の要請や情報などはHPで確認ください。(http://www.city.sakata.lg.jp/)

1 日目	1. 開始の判断	震度5強以上(自動参集)、震度5弱は要請があった場合
	2. 集 合	第1担当のコミセンに(1時間半後を目安)集合 途中で周辺の被害状況を確認
	3. 開始の報告 (支部指定職員へ)	「協定に基づき、応急危険度判定を実施する旨」及び内容説明 「実施者の氏名」を告げる(・を本部へ報告してもらう。) コミセン保管の判定用具を事務室より出してもらう。 「周辺状況報告書」の記入(倒壊の被害割合/2次被害の恐れ等) 基本2名以上で実施するが場合により、1名でも安全を確保しながら実施(外観中心)する。
	4. 判定の開始	判定調査表に記入する。(倒壊などで立ち入り不可の場合は判定不要)
	5. 結果の報告 (支部指定職員へ)	周辺状況/判定結果内容を支部指定職員に説明し、建築課へ報告してもらう。 ア) 調査表をFAXや写真メール送信できる場合は、建築課へ送信 イ) 記入した調査表は、封筒に同封し、翌日(午前)まで提出 「判定結果」及び「判定制度の説明ポスター」を玄関に掲示
	日没後は 翌朝より	6. 移動又は終了
連絡先等	建築課 TEL26-5749 FAX26-6482 kenchiku@city.sakata.lg.jp 危機管理課 TEL26-5701 FAX22-5464 kikikanri@city.sakata.lg.jp	判定用具 (書類)判定調査表3部「応急危険度判定結果(緑・黄・赤)各2部」「判定制度説明ポスター」「連絡先及び送信表」(備品)判定用具一式 持参品 (参考) ヘルメット・軍手・カメラ 県被災建築物応急危険度判定認定証・筆記用具
目的	(内容)大規模地震発生時に、防災拠点となるコミセンの応急危険度判定を実施する。(要請がある場合避難所の助言) 施設の安全確認 応急危険度判定制度の説明を掲示 周辺被害の状況報告を行う。 (効果)初動の円滑化/情報収集及び事後の検討判断/住民への制度理解を目的とする。 地域ごとの被害状況を把握し、今後の対応の判断の一部とする。 判定制度への理解と次に行われる住宅の判定業務をスムーズに行うようにする啓蒙。 罹災証明等と混同しないようすることを目的とする。	

2 日 目 以 降	民間施設等	1. 開始の判断	判定業務の実施について支部に要請 (ホームページ等で実施案内)
		2. 集合 9:00	場所:酒田市建築課(5F) (又は別途指定があった場所)
		3. 受付	名簿記載(判定証登録番号)等
		4. 説明 9:30	役割分担(ア.現地判定・イ.コーディネーター・ウ.公共建築物) 判定方針
		5. 判定 10:00	判定地移動及び判定開始
		ア 現地判定 15:30	現地判定は2名で行う。
		6. 報告 16:00	集計表記入 報告書の提出
	7. 解散 17:00	翌日の判定の参加確認(本部に集合せず、継続調査を依頼する場合がある。) 報告書提出後 順次解散	
9:00集合 市役所	イ 判定コーディネーター	2名程度 集計 翌日の準備 県外受け入れの準備 市民の問合せ対応	
	ウ 公共建築物	2名程度 市建築職員(1名)+建築士会酒田支部(1名)	
目的	(内容)大規模地震発生時に、民間の住宅を中心とした応急危険度判定業務を行う。 判定業務(参集可能者で対応) 判定コーディネーター(応急危険度の本部業務2名/日) 市有施設判定(2名/日) 特に、初日から3日目までは、他市町村、県外からの応援の受け入れ態勢が整わないと思われ、地元の応急危険度判定士による判定が主流となる。		

相談窓口	復旧に向けて対応 2名程度/日	被災地区分判定実施の指導 応急復旧の相談 応急修繕等の相談 その他 建築士会酒田支部に要請
------	--------------------	--